

別表1（第5条関係）対象外とする業種（日本標準産業分類
(平成25年総務省告示第405号)に準拠)

1	農業																		
2	林業（素材生産業及び素材生産業サービス業を除く。）																		
3	漁業																		
4	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）																		
5	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所																		
6	以下のサービス業等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)</td> <td>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>易断所、観相業、相場案内業</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>競輪・競馬等の競走場、競技団</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>芸妓業、芸妓斡旋業</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるもの）を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>宗教</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>政治・経済・文化団体</td> </tr> </table>	(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業	(2)	易断所、観相業、相場案内業	(3)	競輪・競馬等の競走場、競技団	(4)	芸妓業、芸妓斡旋業	(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業	(6)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）	(7)	集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるもの）を除く。）	(8)	宗教	(9)	政治・経済・文化団体
(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業																		
(2)	易断所、観相業、相場案内業																		
(3)	競輪・競馬等の競走場、競技団																		
(4)	芸妓業、芸妓斡旋業																		
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業																		
(6)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）																		
(7)	集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるもの）を除く。）																		
(8)	宗教																		
(9)	政治・経済・文化団体																		

別表2（第6条関係）対象経費

経費区分	内訳
改装費	店舗等の改造や改装に要する経費、新たな店舗等の建築費、建物を解体して新たに店舗等を建築する場合の解体費、建物と一体となって機能する設備費、製造機器費。商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により店舗建物に固定されるものを含む。
備品購入費	店舗等での顧客サービスに要する設備機器類の購入費（税抜一万円以上の物に限る）。ただし、改装費の3分の1を上限とする。
宣伝広告費	新聞広告、チラシの作成及び配布。ただし、改装費の3分の1を上限とする。